平成２１年（フ）第８０１４号
大阪市平野区加美北８丁目14番46号ガーデンハイツ高野台Ａ102
破産者　平尾　和弘
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６７号
栃木県下都賀郡大平町大字新1540番地48
破産者　猪瀬　　明
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１００号
香川県高松市十川西町551番地２
破産者　佃　　廣記
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５１号
長崎県平戸市田平町山内免168番地　市営永田団地Ａ棟101号、従前の住所長崎県平戸市田平町野田免15番地
破産者　小島　朋子（旧姓鋒屋）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
大分県日田市大字東有田997番地
破産者　秋月　勝信
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９０号
福島県東白川郡棚倉町大字下手沢字根来120番地１
破産者　菊地　晴美
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
福島県白河市中山南５番地220ハウスサングリーン101号室、前住所福島県白河市みさか１丁目４番地14
破産者　深谷　秀一
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目２番22号コーポ関根Ａ206号
破産者　高橋　一代
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７０号
青森県黒石市松原63―12、開始決定時の住所さいたま市桜区大字大久保領家588番地５
破産者　長谷川麗奈
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９１号
さいたま市見沼区大字蓮沼1266番地２、住民票上の住所東京都豊島区池袋本町２丁目３番16号　朝賀方
破産者　村岡　　清
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０６号
さいたま市北区土呂町１丁目18番地10　プラティコ325―403
破産者　桑原　貴司
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３４号
さいたま市北区別所町1000番地84―205
破産者　小池　正泰
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５６号
さいたま市岩槻区大字掛45番地３
破産者　川端　雅美
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９３号
埼玉県新座市栄５丁目２番33号　メゾン大泉105号室、破産手続開始時の住所埼玉県新座市池田４丁目１番35号
破産者　松原　尚子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟1303号
破産者　小池　敏明
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８９号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟1303号
破産者　小池せつ子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７６号
横浜市港北区菊名６丁目21番６号　第三大吉ハイツ102号
破産者　福島　良一
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８７号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目17番11号　株式会社ＪＦＥサンソセンター社宅302号
破産者　仲亀優美子
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部